

地位承継の覚書

〇〇〇〇（以下「甲」という）、〇〇〇〇（以下「乙」という）および〇〇〇〇（以下「丙」という）は、第1条記載の甲丙間で締結済みの契約（以下、これらを総称して「原契約」という）に関して、以下のとおり甲の契約上の地位を乙に承継することを合意する。

第1条（原契約）

本覚書で契約上の地位承継の対象となる原契約は以下の通りとする。

#	契約書名	締結年月日
1	「〇〇〇〇に関する契約」	〇年〇月〇日
2	「〇〇覚書」	〇年〇月〇日
3	#1および#2に付随するあらゆる子契約 ※覚書を含むがその名称を問わない。	〇年〇月〇日

第2条（契約上の地位承継）

原契約における甲の契約上の地位を、〇年〇月〇日（以下「承継日」という）をもって乙に承継するものとし、甲乙丙いずれもこれに異議がないことを確認する。

第3条（権利義務）

承継日をもって、原契約に基づいて現在発生している、あるいは将来発生する甲丙間の権利義務が、全て乙丙間の権利義務へ承継されるものとする。

第4条（反社会的勢力の排除）

甲乙及び丙は、次の各号に定める事項について、他の当事者に対して、表明・保証するとともに、その故意・過失を問わずかかるこれに違反した場合には、本覚書に基づく取引が停止されることがあり得ることを異議なく承諾する。かかる取引停止によって生じた一切の損害は、本条の表明・保証に違反した当事者が賠償しなければならないものとする。

- 自ら（その役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他の反社会的な勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、将来においてもこれに該当しないこと。
- 自らが反社会的勢力が経営を支配、又は経営に実質的に関与している法人等ではないこと
- 自らが反社会的勢力を利用していないこと
- 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと
- 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、不当な要求行為、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言動を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し又は信用を毀損する行為等を行わないこと
- ⑦ 前各号に準ずる状態となり、又は準ずる行為をすること

第5条（準拠法）

本覚書の準拠法は日本法とする。

第6条（裁判管轄）

本覚書に関し、甲乙間の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（その他の条件）

本覚書に定めのない事項については、原契約の諸条件が準用されるものとする。なお、原契約の複数の競合する場合には#1から順番に優先的に準用する。

以上、本覚書の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙丙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(甲)

(乙)

(丙)